

議案第30号

つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正
する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和8年9月2日

つくば市長 五十嵐 立 青

つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正
する条例

つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年つくば
市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第1中3の項を削り、4の項を3の項とし、5の項から8の項までを1項ず
つ繰り上げ、10の項を12の項とし、9の項を11の項とし、同項の前に次のように加
える。

8 市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第1項に規定する予防 接種（同法の規定により実施するものに限る。）の費用の償還に 関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	予防接種法第2条第1項に規定する予防接種（同法の規定により 実施するものを除く。）の実施、給付の支給、実費の徴収又は費

	用の償還に関する事務であって規則で定めるもの
10 市長	敬老祝金の給付に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 1 に次のように加える。

13 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
----------	----------------------------------

別表第 2 の 1 の項中「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報」を「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年 5 月 8 日付け社発第382号厚生省社会局長通知。以下「昭和29年社発第382号通知」という。）に基づく外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であって生活に困窮する者に係る生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給の取扱いに準じた事務に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）」に改め、同表 2 の項中「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報」を「外国人生活保護関係情報」に改め、同表 3 の項中「（昭和25年法律第144号）」を削り、同表 4 の項及び 7 の項中「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報」を「外国人生活保護関係情報」に改め、同表 8 の部中地方税関係情報であって規則で定めるものの項を削り、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報」を「外国人生活保護関係情報」に改め、同表10の項を次のように改める。

10 削除		
-------	--	--

別表第 2 の11の項、15の項及び16の項中「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報」を「外国人生活保護関係情報」に改め、同表17の項中「

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

住登外者宛名番号管理機能による住 を

登外者の情報の管理に関する情報 (以下「住登外者関係情報」という。) であって規則で定めるもの

」

「

外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報 (以下「住登外者関係情報」という。) であって規則で定めるもの
法第9条第3項に規定する戸籍関係情報であって規則で定めるもの
公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第3項第1号から第3号までに規定する事項（以下「公的給付支給等口座登録簿関係情報」という。) であって規則で定めるもの

」

に改め、同表18の項中「生活に困窮する

外国人に対する生活保護の措置に関する情報」を「外国人生活保護関係情報」に改め、同表19の部中「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務」を「昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱いに準じた事務に関する事務」に改め、母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支

給に関する情報であって規則で定めるものの項、児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるものの項及び障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるものの項から住登外者関係情報であって規則で定めるものの項までを削り、同表20の項から23の項までの規定中「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報」を「外国人生活保護関係情報」に改め、同表24の部中生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるものの項を削り、

「

小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する情報であって規則で定めるもの
--

を

」

「

小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する情報であって規則で定めるもの
--

予防接種法第2条第1項に規定する予防接種（同法の規定により実施するものに限る。）の費用の償還に関する情報であって規則で定めるもの
--

予防接種法第2条第1項に規定する予防接種（同法の規定により実施するものを除く。）の実施、給付の支給、実費の徴収又は費用の償還に関する情報であって規則で定めるもの
--

敬老祝金の給付に関する情報であつ

に改め、同表27の項中

て規則で定めるもの

」

「

就学援助に関する情報であって規則
で定めるもの

を

」

「

就学援助に関する情報であって規則
で定めるもの

特別支援教育就学奨励費の支給に関
する情報であって規則で定めるもの

に改め、同項を同表30の項とし、同表中

」

26の項を29の項とし、25の項の次に次のように加える。

26 市長	予防接種法第2条第1項に 規定する予防接種（同法の規 定により実施するものに限 る。）の費用の償還に関する 事務であって規則で定める もの	生活保護関係情報又は中国残留邦人 等支援給付等関係情報であって規則 で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規 則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定め るもの
		住登外者関係情報であって規則で定 めるもの
27 市長	予防接種法第2条第1項に 規定する予防接種（同法の規 定により実施するものを除 く。）の実施、給付の支給、	生活保護関係情報又は中国残留邦人 等支援給付等関係情報であって規則 で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規

	実費の徴収又は費用の償還に関する事務であって規則で定めるもの	則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者関係情報であって規則で定めるもの
28 市長	敬老祝金の給付に関する事務であって規則で定めるものの	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの

別表第2に次のように加える。

31 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者関係情報であって規則で定めるもの
		公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの

別表第3の2の項中「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報」を「外国人生活保護関係情報」に改め、同表に次のように加える。

4 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			住登外者関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

利用者の添付書類の省略による利便性の向上を図るため、独自利用事務及び照会可能情報を追加するとともに、法令改正に伴い、所要の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年つくば市条例第48号）新旧対照表

改正後		改正前			
本則・附則（略）		本則・附則（略）			
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）			
機関	事務	機関	事務		
1・2（略）	（略）	1・2（略）	（略）		
		3 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの		
3－7（略）	（略）	4－8（略）	（略）		
8 市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第1項に規定する予防接種（同法の規定により実施するものに限る。）の費用の償還に関する事務であって規則で定めるもの				
9 市長	予防接種法第2条第1項に規定する予防接種（同法の規定により実施するものを除く。）の実施、給付の支給、実費の徴収又は費用の償還に関する事務であって規則で定めるもの				
10 市長	敬老祝金の給付に関する事務であって規則で定めるもの				
11・12（略）	（略）				
13 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	9・10（略）	（略）		
別表第2（第5条関係）		別表第2（第5条関係）			
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1 市長	（略）	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知。以下「昭和29年社発第382号	1 市長	（略）	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報

		通知」という。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給の取扱いに準じた事務に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの			
2 市長	(略)	外国人生活保護関係情報 _____であって規則で定めるもの	2 市長	(略)	_____であって規則で定めるもの
3 市長	生活保護法_____による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	3 市長	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
4 市長	(略)	(略) 外国人生活保護関係情報 _____であって規則で定めるもの (略)	4 市長	(略)	(略) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの (略)
5・6 (略)	(略)	(略)	5・6 (略)	(略)	(略)
7 市長	(略)	外国人生活保護関係情報 _____であって規則で定めるもの	7 市長	(略)	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

8 市長	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	(略) <u>外国人生活保護関係情報</u> _____であつて規則で定めるもの	8 市長	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	<u>地方税関係情報であつて規則で定めるもの</u> (略) <u>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であつて規則で定めるもの</u>
9 (略)	(略)	(略)	9 (略)	(略)	(略)
10 <u>削除</u>			10 <u>市長</u>	母子保健法（昭和40年法律第141号）による費用の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	<u>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であつて規則で定めるもの</u>
11 市長	(略)	(略) <u>外国人生活保護関係情報</u> _____であつて規則で定めるもの (略)	11 市長	(略)	(略) <u>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であつて規則で定めるもの</u> (略)
12—14 (略)	(略)	(略)	12—14 (略)	(略)	(略)
15 市長	(略)	(略) <u>外国人生活保護関係情報</u> _____であつて規則で定めるもの	15 市長	(略)	(略) <u>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であつて規則で定めるもの</u>
16 市長	(略)	(略) <u>外国人生活保護関係情報</u> _____であつて規則で定めるもの (略)	16 市長	(略)	(略) <u>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であつて規則で定めるもの</u> (略)
17 市長	つくば市医療福祉費支給条例	(略)	17 市長	つくば市医療福祉費支給条例	(略)

	による医療福祉費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者関係情報」という。）であって規則で定めるもの 法第9条第3項に規定する戸籍関係情報であって規則で定めるもの 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第3項第1号から第3号までに規定する事項（以下「公的給付支給等口座登録簿関係情報」という。）であって規則で定めるもの		による医療福祉費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
18 市長	(略)	(略) 外国人生活保護関係情報 であって規則で定めるもの		18 市長	(略) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
19 市長	昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱いに準じた事務に関する事務であって規則で定めるもの	(略)		19 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務 母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの 児童手当法（昭和46年法律第73号） による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

		(略)			もの
					(略)
					障害者自立支援給付関係情報であつて規則で定めるもの
					生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて規則で定めるもの
					児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの
					母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの
					特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの
					医療保険給付関係情報であつて規則で定めるもの
					住登外者関係情報であつて規則で定めるもの
20 市長	(略)	(略)	20 市長	(略)	(略)
		外国人生活保護関係情報			生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であつて規則
		であつて規則			

		則で定めるもの			則で定めるもの
21 市長	(略)	(略)	21 市長	(略)	(略)
		外国人生活保護関係情報			生活に困窮する外国人に対する生活
		であって規			保護の措置に関する情報であって規
		則で定めるもの			則で定めるもの
		(略)			(略)
22 市長	(略)	(略)	22 市長	(略)	(略)
		外国人生活保護関係情報			生活に困窮する外国人に対する生活
		であって規			保護の措置に関する情報であって規
		則で定めるもの			則で定めるもの
		(略)			(略)
23 市長	(略)	(略)	23 市長	(略)	(略)
		外国人生活保護関係情報			生活に困窮する外国人に対する生活
		であって規			保護の措置に関する情報であって規
		則で定めるもの			則で定めるもの
		(略)			(略)
24 市長	住登外者宛名番号管理機能に よる住登外者の情報の管理に 関する事務であって規則で定 めるもの	(略)	24 市長	住登外者宛名番号管理機能に よる住登外者の情報の管理に 関する事務であって規則で定 めるもの	(略)
		(略)			生活に困窮する外国人に対する生活
		小児慢性特定疾病児童等に対する日 常生活用具の給付に関する情報であ って規則で定めるもの			保護の措置に関する情報であって規
		予防接種法第2条第1項に規定する 予防接種（同法の規定により実施す るものに限る。）の費用の償還に関			則で定めるもの
					(略)
					小児慢性特定疾病児童等に対する日 常生活用具の給付に関する情報であ って規則で定めるもの

		する情報であって規則で定めるもの			
		予防接種法第2条第1項に規定する			
		予防接種（同法の規定により実施するものを除く。）の実施、給付の支給、実費の徴収又は費用の償還に関する情報であって規則で定めるもの			
		敬老祝金の給付に関する情報であって規則で定めるもの			
25	(略)	(略)	25	(略)	(略)
26	市長	予防接種法第2条第1項に規定する予防接種（同法の規定により実施するものに限る。）の費用の償還に関する事務であって規則で定めるもの			
		生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの			
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの			
		地方税関係情報であって規則で定めるもの			
		住登外者関係情報であって規則で定めるもの			
27	市長	予防接種法第2条第1項に規定する予防接種（同法の規定により実施するものを除く。）の実施、給付の支給、実費の徴収又は費用の償還に関する事務であって規則で定めるもの			
		生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの			
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの			
		地方税関係情報であって規則で定めるもの			
		住登外者関係情報であって規則で定めるもの			

28	市長	敬老祝金の給付に関する事務	公的給付支給等口座登録簿関係情報
		であって規則で定めるもの	であって規則で定めるもの
29	(略)	(略)	(略)
30	教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	就学援助に関する情報であって規則で定めるもの 特別支援教育就学奨励費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
31	教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者関係情報であって規則で定めるもの 公的給付支給等口座登録簿関係情報 であって規則で定めるもの

別表第3（第6条関係）

情報照会 機関	事務	情報提供 機関	特定個人情報
1 (略)	(略)	(略)	(略)
2 教育 委員会	(略)	市長	(略) 外国人生活保護関係情報 であって規則で定めるもの (略)
3 (略)	(略)	(略)	(略)
4 教育 委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの 住登外者関係情報であって規則で定めるもの

26	(略)	(略)	(略)
27	教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	就学援助に関する情報であって規則で定めるもの

別表第3（第6条関係）

情報照会 機関	事務	情報提供 機関	特定個人情報
1 (略)	(略)	(略)	(略)
2 教育 委員会	(略)	市長	(略) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの (略)
3 (略)	(略)	(略)	(略)

議案第 30 号

つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についての説明資料

つくば市政策イノベーション部デジタル政策課

○ 制定・改廃の経緯及び内容

改正内容は次の 3 点である。

- 1 利用者の添付書類の省略による利便性の向上を図ることを目的として「敬老祝金に関する事務」「特別支援教育就学奨励費に関する事務」の 2 つの事務、厚生労働省による予防接種事務デジタル化に伴い「予防接種に関する事務」を独自利用事務として定める。
- 2 利用者の添付書類の省略による利便性の向上を図ることを目的とし、既に独自利用事務として定めている「医療福祉費の支給に関する事務」（マル福）において、「公的給付支給等口座登録簿関係情報」「戸籍関係情報」を照会可能な情報として追加する。
- 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び省令は改正により事務及び情報を適宜追加しているため、市が独自に定めていた事務及び情報に重複が生じている。特に、「外国人生活保護に関する事務」及び「同情報」が法令に追加されたことに伴い、重複部分を削除し、文言を法令に沿って修正する。

○ 他自治体の状況等

改正 1 の「敬老祝金に関する事務」は静岡県浜松市、「特別支援教育就学奨励費に関する事務」は太子町が独自利用事務として既に実施している。「予防接種に関する事務」は茨城県内では神栖市、笠間市等の自治体が規定済みであり、ひたちなか市は令和 9 年 3 月に改正する見込みである。

改正 2 については、茨城県内ではつくばみらい市等が照会可能な情報として規定済みである。

改正 3 については、新潟県新潟市、京都府舞鶴市、大阪府堺市、福岡県福岡市等が「外国人生活保護に関する事務」を削除済みである。

○ 上位計画又は関連計画等

特になし。

○ 根拠法令及び関係法令等

- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 9 条第 2 項

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第 8 号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和 6 年デジタル庁・総務省令第 9 号）第 2 条

○ 条例の施行により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む）

独自利用事務及び照会可能な情報として新たに規定することにより、申請、届出時の添付書類を省略することで市民の負担を軽減することができる。また、法令に基づいて適切に条例を整備することができる。